

令和3年1月8日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

除雪機についての注意喚起、ガストーチ、自転車、電動アシスト自転車に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は3頁以降参照。）

- | | |
|---|-----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うちガストーチ1件、石油ストーブ（開放式）1件、
ガスこんろ（LPガス）1件、ガスこんろ（都市ガス）1件、
石油ストーブ（密閉式）1件、石油ストーブ（半密閉式）1件、
カセットこんろ1件、油だき温水ボイラ1件） | 8件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち液晶ディスプレイモニター1件、電子レンジ1件、
ヘアドライヤー1件、食器洗い乾燥機1件、
自転車1件、電動アシスト自転車1件） | 6件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち電動アシスト自転車2件、アイロン1件、自転車3件、
運動器具（振動トレーニングマシン）1件、
バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）1件、
モニター（インターホン用）1件、
電気式浴室換気乾燥機1件、IH調理器1件、
ヘアドライヤー1件、電気洗濯機1件、除雪機（歩行型）4件、
シュレッダー1件、電動温風機1件、電気ストーブ1件、
エアコン（室外機）1件、ノートパソコン1件） | 22件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 除雪機についての注意喚起（管理番号：A202000734、A202000736、A202000745、A202000746）

①事故事象について

使用者が当該製品を使用中、当該製品の下敷きになり、死亡しました。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中です。（管理番号：A202000745、A202000746）

また、使用者が当該製品を使用中、当該製品の排雪口に詰まった雪を取り除こうとしたところ、右手指を負傷しました。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中です。（管理番号：A202000734、A202000736）

消費生活用製品安全法の重大製品事故報告・公表制度が施行された2007年（平成19年）5月以降、報告のあった除雪機の事故については、これまでに28件の死亡事故及び13件の重傷事故が発生しています（本件を含む。）。

除雪機に誤って巻き込まれるなどした場合には、死亡又は重傷事故につながるおそれが高いことから、消費者の皆様におかれては、取扱説明書の記載や表示に従い正しく使用してください。

②再発防止に向けて

ア服装や作業場の環境をよく確認し、十分な準備・注意をする。

- ・安全な服装や装備をする。
- ・障害物の位置などの危険な箇所を作業前によく確認しておく。

イ除雪機の取扱い上の注意を守って正しく使用する。

- ・安全装置が正しく作動しない状態では絶対に使用しない。
- ・除雪機の投雪口に詰まった雪を取り除く際は、必ずエンジンを停止し、鍵を抜く。
- ・特に後進時は足元や後方に注意し、無理のない速度で使用する。

ウ除雪作業を行うことを家族や近隣の人などに声かけし、作業中は周囲に人がいないことを確認し、人を近づけさせないようにする。

エ作業中も天候や体調の変化に注意する。

また、除雪機以外の用具を使用して除雪作業を行う際の事故情報も寄せられています。子供が被害者になっている事故もありますので、除雪機以外の用具を使用して除雪作業を行う場合も注意しましょう。

③再発防止への取組

消費者庁は、2017年（平成29年）12月20日に除雪機の事故についての注意喚起を行っています。また、消費者安全調査委員会は、2019年（令和元年）5月31日、「歩行型ロータリ除雪機による事故」に係る事故等原因調査報告書を公表しており、消費者庁では、同年11月13日に注意喚起を行っています。

経済産業省においても「政府インターネットテレビ」を通じた注意喚起を行っています。さらに、独立行政法人国民生活センター及び独立行政法人製品評価技

術基盤機構（N I T E）においても、それぞれ注意喚起を行っています。

一般社団法人日本農業機械工業会（除雪機安全協議会）では、2004年（平成16年）4月から協議会加盟メーカーの除雪機（歩行型）において安全装置の義務化をするとともに、毎年度、事故の未然防止のため積雪地域の市町村等に対して広報紙を通じた注意喚起、販売店に対して使用者への安全指導の徹底を要請しています。

<参考>

○消費者庁

「除雪機による事故を防止しましょう！ー除雪機や除雪道具の使用中に毎年死傷者が出ています！」（2017年12月20日公表）

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/consumer_safety_release_171220_0001.pdf

「除雪機の作動時には細心の注意を！ーデッドマンクラッチ（安全装置）の無効化による事故が発生！ー」（2018年12月5日公表）

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_019/pdf/caution_019_181205_0001.pdf

「除雪機の使用時の事故に注意しましょう！ーデッドマンクラッチ（安全装置）の無効化による事故が目立ちますー」（2019年11月13日公表）

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_024/pdf/caution_024_191113_0001.pdf

○消費者安全調査委員会

「歩行型ロータリ除雪機による事故に係る事故等原因調査報告書」（2019年5月31日公表）

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_015/pdf/report_015_190531_0002.pdf

○政府インターネットテレビ

「暖房機器・除雪機を使う時はココに注意！冬の製品事故」（2016年1月19日公表）

ウェブサイト：<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg13012.html>

○独立行政法人国民生活センター

「歩行型ロータリ除雪機の使い方に注意（再注意喚起）」（2015年1月26日公表）

ウェブサイト：http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20150126_2.pdf

○独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）

「はしご・脚立及び除雪機の事故の防止について（注意喚起）」（2013年1月24日公表）

ウェブサイト：https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2012fy/130124_1.html

○一般社団法人日本農業機械工業会（除雪機安全協議会）

ウェブサイト：<http://www.jfmma.or.jp/jyoankyō.html>

(2) 株式会社旭製作所が輸入し、岩谷産業株式会社が販売したガストーチについて
(管理番号：A202000716)

①事象について

株式会社旭製作所（法人番号：5030001017688）が輸入し、岩谷産業株式会社が販売したガストーチを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、ボンベ接続部の取付けビスの締付け不足により接続部に隙間ができ、ガス漏れが発生し、火災に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

販売事業者である岩谷産業株式会社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2014年（平成26年）12月11日にウェブサイトへの情報掲載及び新聞社告を行い、対象製品について無償製品交換を実施しています。

③対象製品：商品名、品番、ロット番号、販売期間、対象台数

商品名	品番	ロット番号	販売期間	対象台数
トーチバーナー (イワタニお料理バーナープロⅢ)	CB-TC-CPR03	131111 131211 140221 140702	2013年12月 ～ 2014年12月	35,368

2014年（平成26年）12月11日からリコール（無償製品交換）を実施
回収率：57.1%（2020年12月21日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2013年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	0	—	2016年度	0	—
2019年度	1	火災	2015年度	4 1	火災 火災・軽傷
2018年度	2	火災	2014年度	3	火災
2017年度	2	火災	2013年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202000716）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

品番	CB-TC-CPRO3
対象ロット番号	131111・131211 140221・140702
つまみの色	薄紫



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償製品交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

岩谷産業株式会社 イワタニお料理バーナー相談室

電話番号：0120(60)1598

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：http://www.iwatani.co.jp/jpn/top_info/detail_28.html

(3) ブリヂストンサイクル株式会社が製造した自転車について
(管理番号：A202000737)

① 事故事象について

ブリヂストンサイクル株式会社（法人番号：9030001041957）が製造した自転車で下り坂を走行中、転倒し、左手を負傷する事故が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中です。

② 当該製品のリコール（無償点検・改修）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、「一発二錠」（※）を搭載した自転車及び電動アシスト自転車で、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなるおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A202000737）が上記リコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

（※）「一発二錠」とは、ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムで、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠する仕組みです。

○ 消費者庁（令和元年6月24日、消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表）
ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf

○ 経済産業省（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190624005/20190624005.html>

また、消費者庁では、2020年（令和2年）6月24日、自転車に関する最近の消費者事故等の傾向を紹介するとともに、自転車及び付属品がリコール対象でないか確認し、対象であればすぐに使用を中止するなど、注意を呼び掛けています。

○ 消費者庁（令和2年6月24日）

自転車に関する消費者事故等の傾向について—乗車前の点検を確実に行いましょう!—

ウェブサイト：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_033/assets/caution_033_200624_0001.pdf

③対象製品：商品名、機種、型番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	機種、型番、製造番号	製造期間	対象台数
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車（販売：ブリヂストンサイクル株式会社）	https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf 参照	2003年9月 ～ 2015年5月	3,164,913
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車（販売：ヤマハ発動機株式会社）	https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf 参照	2004年10月 ～ 2015年1月	266,225
合 計			3,431,138

2019年（令和元年）6月24日からリコール（無償点検・改修）を実施
改修率：16.1%（2020年12月16日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	29	重傷	2014年度	0	—
2019年度	42	重傷	2013年度	0	—
2018年度	1	重傷	2012年度	0	—
2017年度	2	重傷	2011年度	0	—
2016年度	0	—	2010年度	0	—
2015年度	0	—			

※当該事故（管理番号：A202000737、A202000748）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

ハンドルロック（一発二錠）の表示窓部のラベル色を御確認ください。
ハンドルロックの表示窓部が黒色ラベルの製品は、全てリコール対象です。
対象外製品の表示窓部のラベル色は「白色」です。

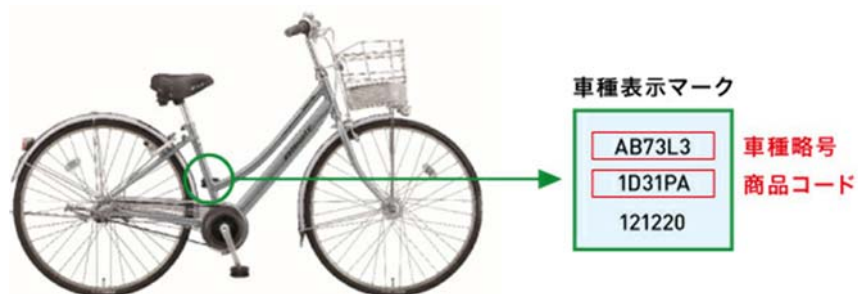
※ヤマハ発動機ブランドの場合、2004年10月～2015年1月の期間外に製造された「黒色」ラベルの製品については、対象外となります。対象製品であるかどうかの正確な判定には、「号機番号」による確認が必要です。



<車両情報の確認方法>

お問い合わせいただく際に必要となりますので、事前に御確認ください。

○ブリヂストンサイクルブランドの場合



○ヤマハ発動機ブランドの場合



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う無償点検及び改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ブリヂストンサイクル株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(502)092

受付時間：10時～18時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.bscycle.co.jp/info/2019/6624>

ヤマハ発動機株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(801)309

受付時間：10時～12時30分、13時30分～18時

（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/>

(4) ヤマハ発動機株式会社が販売した電動アシスト自転車について

(管理番号：A202000748)

①事象について

ヤマハ発動機株式会社（法人番号：2080401016040）が販売した電動アシスト自転車で走行中、ハンドルがロックし、転倒、左肘を負傷する事故が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、「一発二錠」(※)を搭載した自転車及び電動アシスト自転車で、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなったものと考えられます。

(※)「一発二錠」とは、ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムで、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠する仕組みです。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

消費者庁及び経済産業省では、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車において、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生していることから、注意を喚起しています。

○消費者庁（令和元年6月24日、消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表）
ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf

○経済産業省（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190624005/20190624005.html>

また、消費者庁では、2020年（令和2年）6月24日、自転車に関する最近の消費者事故等の傾向を紹介するとともに、自転車及び付属品がリコール対象でないか確認し、対象であればすぐに使用を中止するなど、注意を呼び掛けています。

○消費者庁（令和2年6月24日）

自転車に関する消費者事故等の傾向について—乗車前の点検を確実に行いましょう!—

ウェブサイト：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_033/assets/caution_033_200624_0001.pdf

③ 以降については、6. (3) ③④を参照してください。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：加藤、鈴木、豊田

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：関根、大江

電 話：03(3501)1707（直通）

F A X：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発都道府県	備考
A202000716	令和2年12月12日	令和2年12月24日	ガストーチ	CB-TC-CPRO3 (岩谷産業株式会社ブランド)	株式会社旭製作所 (岩谷産業株式会社 ブランド) (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。事故の原因は、現在、調査中であるが、ボンベ接続部の取付けビスの締付け不足により接続部に隙間ができ、ガス漏れが発生し、火災に至ったものと考えられる。	東京都	平成26年12月11日からリコールを実施(特記事項を参照)回収率: 57.1%
A202000720	令和2年12月6日	令和2年12月25日	石油ストーブ(開放式)	GKP-MD245N (株式会社グリーンウッドブランド)	株式会社千石(株式会社グリーンウッドブランド) (輸入事業者)	火災 死亡1名	当該製品及び建物を全焼、1棟を類焼する火災が発生し、1名が死亡した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	北海道	令和2年12月24日消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年12月16日
A202000721	令和2年11月29日	令和2年12月25日	ガスこんろ(LPガス用)	IC-330SB-R	株式会社パロマ	火災 重傷1名	当該製品及び建物を全焼、3棟を類焼する火災が発生し、1名が重傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年12月22日
A202000722	令和2年12月20日	令和2年12月25日	ガスこんろ(都市ガス用)	IC-800F-L	株式会社パロマ	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202000732	令和2年12月17日	令和3年1月5日	石油ストーブ(密閉式)	FFR-55BF	サンポット株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	北海道	令和3年1月8日消費者安全法の重大事故等として公表済
A202000733	令和2年11月 ※不明	令和3年1月5日	石油ストーブ(半密閉式)	KSH-5BS-K4	サンポット株式会社	火災 死亡1名	建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	北海道	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年12月23日
A202000735	令和2年12月9日	令和3年1月5日	カセットこんろ	TJ-31	東邦金属工業株式会社 (輸入事業者)	火災 軽傷1名	当該製品にカセットボンベを装着して点火したところ、建物4棟を全焼する火災が発生し、1名が軽症を負った。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	香川県	
A202000744	令和2年12月16日	令和3年1月6日	油だき温水ボイラ	UHB-4510H(F)	株式会社コロナ	火災	工場で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	新潟県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000713	令和2年1月31日	令和2年12月24日	液晶ディスプレイモニター	GL2450M	ベンキュージャパン株式会社 (輸入事業者)	火災	大学で異臭がしたため確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年12月16日
A202000719	令和2年12月10日	令和2年12月25日	電子レンジ	IM-574(岩谷産業株式会社ブランド)	株式会社千石(岩谷産業株式会社ブランド)	火災	当該製品を使用後、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	製造から20年以上経過した製品
A202000726	令和2年11月10日	令和2年12月28日	ヘアドライヤー	KHD-1385/R (小泉成器株式会社ブランド)	株式会社淀川電器製作所(小泉成器株式会社ブランド) (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品の電源コード部を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	埼玉県	令和2年12月24日消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年12月18日
A202000730	令和2年12月15日	令和2年12月28日	食器洗い乾燥機	NP-TR3	パナソニック株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	埼玉県	
A202000737	平成29年7月8日	令和3年1月5日	自転車	JN40P	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、転倒し、左手を負傷した。現在、原因を調査中。	北海道	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年12月21日 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 16.1%
A202000748	令和元年 ※不明	令和3年1月6日	電動アシスト自転車	PM24NLSP	ヤマハ発動機株式会社	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、左肘を負傷した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車で、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなったものと考えられる。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年12月21日 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 16.1%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000714	令和2年11月5日	令和2年12月24日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走り出そうとしたところ、転倒し、胸部を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年12月14日
A202000715	令和2年12月13日	令和2年12月24日	アイロン	火災	当該製品を使用中、当該製品を溶融する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202000717	令和2年10月24日	令和2年12月25日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前輪が外れ、転倒、口を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和2年12月10日 消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年11月26日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202000718	令和2年6月7日	令和2年12月25日	運動器具(振動トレーニングマシン)	火災	物置で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年12月15日
A202000723	令和2年10月31日	令和2年12月25日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	火災	施設で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛媛県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年12月15日
A202000724	令和2年12月22日	令和2年12月28日	モニター(インターホン用)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から25年以上経過した製品
A202000725	令和2年10月3日	令和2年12月28日	自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	岡山県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年12月16日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000727	令和2年11月30日	令和2年12月28日	電気式浴室換気乾燥機	火災 軽傷1名	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	製造から15年以上経過した製品 令和3年1月8日消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年12月21日
A202000728	令和2年12月18日	令和2年12月28日	IH調理器	火災	当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202000729	令和2年12月8日	令和2年12月28日	ヘアドライヤー	火災	当該製品を使用中、当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年12月23日
A202000731	令和2年11月16日	令和2年12月28日	電気洗濯機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年11月17日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202000734	令和2年12月15日	令和3年1月5日	除雪機(歩行型)	重傷1名	事業所で使用者が当該製品を使用中、当該製品の排雪口に詰まった雪を取り除こうとしたところ、右手指を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	新潟県	除雪機についての注意喚起を実施(特記事項参照)
A202000736	令和2年12月16日	令和3年1月5日	除雪機(歩行型)	重傷1名	使用者が当該製品を使用中、当該製品の排雪口に詰まった雪を取り除こうとしたところ、右手指を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	山形県	製造から30年以上経過した製品 除雪機についての注意喚起を実施(特記事項参照)
A202000738	令和2年11月29日	令和3年1月5日	シュレッダー	火災	事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年12月17日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000739	令和2年4月20日	令和3年1月5日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和2年12月8日に公表した自転車用クランクに関する事故(A202000643)と同一 令和2年10月22日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年11月24日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A202000740	令和2年10月23日	令和3年1月5日	電気温風機	火災	事務所のトイレで当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年12月16日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202000741	令和2年12月16日	令和3年1月5日	電気ストーブ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202000742	令和2年12月24日	令和3年1月6日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルの影響で転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202000743	令和2年12月24日	令和3年1月6日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福島県	
A202000745	令和2年12月15日	令和3年1月6日	除雪機(歩行型)	死亡1名	使用者が当該製品を使用中、当該製品の下敷きになり、死亡した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	北海道	製造から25年以上経過した製品 令和2年12月24日に消費者安全法の重大事故等として公表済 除雪機についての注意喚起を実施(特記事項参照)

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000746	令和2年12月 ※不明	令和3年1月6日	除雪機(歩行型)	死亡1名	使用者(80歳代)が当該製品を使用中、当該製品の下敷きになった状態で発見され、死亡が確認された。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	秋田県	製造から20年以上経過した製品 令和3年1月8日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年12月23日 除雪機についての注意喚起を実施(特記事項参照)
A202000747	令和2年12月14日	令和3年1月6日	ノートパソコン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含めて、現在、原因を調査中。	北海道	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

液晶ディスプレイモニター（管理番号：A202000713）



電子レンジ（管理番号：A202000719）



ヘアドライヤー（管理番号：A202000726）



食器洗い乾燥機（管理番号：A202000730）

